

コカヌエネ

こえを、きこう

2014年8月1日

遺骨返還等請求事件

原告の陳述書

浦幌アイヌ協会 差間正樹

アイヌ遺骨
返還請求訴訟
ニュースレター

No.10

2014年8月31日
北大開示文書研究会



さしま・まさきさん
浦幌アイヌ協会会長、浦幌町議、
北海道アイヌ協会監事。

私は自分のことを一人の町民であり、道民であり、国民と想ってくらしておりました。しかし、どうも、周りの私を見る目が何か違う、もちろん、それが民族差別のせいだと今は納得しておりますが、そのことに思い至るまではきつと自分がどこかで周りの人に劣っているからだと思ひ、自信喪失、自己嫌悪、などなど、いろいろ思いめぐりました。周りの目が民族差別によるものではないかと考えるようになって少し、違ったふうに考えるようになりました。

そのことに思いが至って北海道ウタリ協会の地元支部に入りました。それでも、なかなか自分がアイヌとして活動することができず、ずいぶん苦しみましたが、自分がアイヌであることを隠して生活すると、相手もそのことにかさにかかり自分に向ってくることに思い至ったのです。そうですよ、私はアイヌですよ、と答えると相手も態度が大きく変わるように思えるようになりました。小馬鹿にしたような態度が変わって、少しまともに相手してくれるようになるのです。

わたしたちの地区から先祖の骨が持ち去られてその骨に対する慰霊祭が毎年北大で行われていると知り、

私も参加するようになりました。その当時は遺骨もプラスチックの箱に入れられて、慰霊祭の時間中も隣の建物のクーラーの室外機の音がぶんぶん鳴り、お祈りの言葉も聞き取りにくい状況でした。

私はウタリ協会の全道総会でイチャルパに触れて発言いたしました。工具箱じゃあるまいし、プラスチックの箱に入れられて尊厳も何もあつたもんじゃないと。ところが次の年には遺骨すべてが白木の木箱に入れなおしてありました。不思議な気持ちになりました。

地元議会で質問いたしました。北大の研究者が行ってきた盗掘による人骨の大学管理についてどう思うか、北大のアイヌ人骨に対する慰霊祭に町理事者として出席するつもりはないか。町の回答は、「北海道大学医学部のアイヌ人骨発掘については発掘時から現在まで関わりがなく、アイヌ人骨発掘状況の確認及び保管状況の確認についてはございません」「町としては盗掘についてはまさに人権の意味からも大変そういうことがあってはならないというふうに感じてはおりますけれども、ただこれは町が関与してやったものではありません。そういう意味では、

私たちは地元で先祖の骨を 慰霊したいのです。

差間正樹

本来であれば民事としてとり行われる分だろうというふうに思いますけれども、私どもとしては町行政としてそこに参加するというふうには今のところ考えていないということをお答えしておきたいとお思います」というものでした。

私たちは地域住民のほうであり、もし、ある地区の住民の墓が暴かれ、その骨が64体分もの数が、ある建物の中で保管されており、その慰霊祭が行われていたとして、自治体の長がそんな答えをするものなのか、自分たちの住民が苦しんでいるなら、その場所に出かけて行って一緒に慰霊の気持ちをあらわさなければならぬとは思わないのか。北大においてもプラスチックの箱が悪いというなら白木の木の箱に納めておけばいいと、思うのか。北大関係者も、各地区に出かけて行って、どこから盗掘したのか調べて、人骨の関係者を探したり、調べようとは思わないのか。

一体、私たちは地域にとって、本当に住民として認識されているのか、研究者たちは私たちのことを被害者として認識しているのではありませんか、たんなる研究対象として見ているのではないか。去年の北大のイ

チャルパの際、北大総長が私の体験の中では初めて参加致しました。私は彼が北大を代表して謝罪するのは、と期待しましたが見事に裏切られました。もしかしたら私たちの先祖の墓を暴き骨を持ち去ったことを犯罪と思っていないのではないかとにかく、浦幌から持ち出した骨は浦幌に返してください。毎年札幌まで慰霊に出かけたくないです。まさか白老の施設に保管しなおすはやめてください。私たちは地元で先祖の骨を慰霊したいのです。

平成26年8月1日

差間 正樹

出前講座 2014年7月19日

紋別市立博物館

アイヌの遺骨はアイヌのもとへ

開会のごあいさつ

殿平善彦

北大開示文書研究会共同代表



殿平善彦さん

そろそろ始めたいと思います。5分くらい経ってしまいました。お集まりいただける方はここにお集まりいただいているのではないかと思えますので……。では、ただいまから、「アイヌの遺骨はアイヌのもとへ」紋別出前講座を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

「北大開示文書研究会」という名前の集まりがございますが、私はその共同代表をしております、殿平と申します。深川市という、札幌から1時間ほど北へ上った山の中に町の寺の住職をしております。浄土真宗の末寺の住職なんですけれども、さまざまご縁の中で、アイヌの人たちとお付き合いをいただいたり、出会いをいただいて参りました。そんなご縁の中で、江別に住んでいらっしゃる、アイヌの清水裕二さんとふたりでこの研究会の共同代表を務めております。今回、この出前講座は、研究会の主催という形で、地元紋別の畠山敏さんと協働で開かせていただきました。最初に私のほうから今までの経緯と、今日のプログラム、スケジュール等も申し上げた上で、開会のごあいさつに代えたいと思います、ここに立たせていただきました。

そもそも、一番最初は2008年なんですけれども、現在、札幌にお住まいで、浦河の杵白きびらの出身の小川隆吉さんというアイヌのエカシがおります。小川さんはむかしから、自分たちの先祖のお骨が北大にとられたままになっているということをずっと言い続け、覚えていられた方でありまして、北海道大学の医学部にアイヌ納骨堂というのがいまでもありますけれども、戦前から戦後にかけて掘られた1000体あまりのお骨がそこに納められているという場所があります。

アイヌ人骨の経緯と、それにかかわるさまざまな出来事について、情報公開法に基づいて、小川隆吉さんが、北大に向かって文書の開示を請求しました。これはなかなか大変なことだったんですけれども、何度か要求をしてですね、文書が公開されていきました。その文書を読み解きながら、ぜひ遺骨問題を考えようという集まりがこの北大開示文書研究会であります。現在、十数人のメンバーで構成されておりまして、この研究会が始まることによって、アイヌの人骨問題が課題となってきたわけがあります。

研究会のプロセスの中で、とくに、



畠山敏さん

市川弁護士をはじめとした弁護士のかがたがたが弁護活動が続けながら、いま、この裁判が争われているさ中にあるわけです。

かたいつぼうで、日本政府の問題



榎森進さん

日高の浦河町杵臼コタンの出身であります城野口ユリさん、そして小川隆吉さんもそうなんです。そしてもうひとりのアイヌの方を含めて、自分たちの直接の先祖のお骨が掘られて北大に持って行かれたままというのを、特に城野口ユリさんは、自分のお母さんが死ぬまで「お骨を取り返せ」と遺言をして亡くなったということがありまして、どうしてもお骨を返してもらいたいという強い要求を持っておられます。

けつきよく、城野口さんや小川さんたちが原告になって、2012年に裁判を起こすことになりました。現在のこの裁判は、継続中でありまして、その過程の中で、今年の1月に紋別の畠山さんが原告に加わってくださいました。この紋別から持ってきたお骨を返せというふうになったわけです。最近、浦幌町の差間さんと言う方が中心になって、新たな原告がやっぱり増えました。浦幌からのお骨を返せ、という要求ですね。

があります。日本政府はアイヌ政策を進めてきましたけれども、結局今のところ彼らが考えているのは、2020年までに白老に「象徴空間」というものを造って、そこに、こうなんか「国立博物館」なんか造っちゃったりして、それが新しいアイヌ政策だと言っているわけですね。そして、そこに「慰霊施設」というものを設けて、全国の大学が持って行ったお骨が1600体あまりあるわけですが、これは北大だけじゃありません。東大とか阪大とか京大とか、いわゆる旧帝国大学をはじめとして、十いくつの大学がこのお骨を持っていくわけですよ。そのお骨を政府は全部、「象徴空間」の「慰霊施設」に集めちゃうというわけです。そしてアイヌ協会がそこでイチャルパなどをすれば、慰霊をしたことになるぞという形でこの問題を収めようとしているように思えます。

結局そこに集めたお骨を、実際は、かつてアイヌ人骨を集めて研究した人類学者たちが、改めていまその研究をしたいという強い要求があるんですね。彼らは研究活動を再開したいという強い要求があると言っていると思います。いま、そういう状況

の中にアイヌの遺骨問題はあるわけですね。

アイヌ遺骨返還を要求する裁判は、大学の研究者たちがコタンのお墓から勝手に持って行ったわけですから、ちゃんとコタンへ返せという裁判です。この裁判の要求が果たして実現していくのかどうか、そういう状況の中にあって、いま、国の政策はむしろ白老（の象徴空間に集約するという方向）にいつちゃつてるし、北大の研究者たちも、国と共に白老のほうに向いちゃつてると言っているわけですね。

そのなかで、アイヌのエカシとフチたち、さまざまなアイヌが、自分たちの直接の先祖のお骨を返せと言わう、ほんとに切ない叫びをあげてらっしゃる。私たちもそのほんとの思いを聞いて、和人の一人として、一所懸命、できるだけ応援をしたいという強い気持ちを持って活動してきましたと思います。

そんななかで、私たちはパンフレットを作りました。『アイヌの遺骨はアイヌのもとへ』。これは一冊100円でありまして、みなさん、まだ買ってない人は買ってもらいたい。この中に書いてありますけれど、私たちはこの遺骨問題をなるべく多く

ラムトウナシ きいて、始める。



市川守弘さん

の人たちに理解してもらって、アイヌのみならず、道民のみなさんと、あるいはさまざまな人たちと共有しながら、アイヌ人骨問題が本当に解決していく、本来のあり方ってどんなものなのかということ話し合っ
て理解し合いながら、そのことを北大にも、(ほかの) 大学にも、日本政府にも、きちつと要求をしていき
たいという強い思いがあるわけ
です。

今回、このモベツコタンの歴史のある紋別で、出前講座という形で勉強会をさせていただくことになりました。多士済々、たくさんの人たちがきょう、ここには来ていただいていますので、お話しして下さる方はたくさんいらっしゃるのですが、

とりあえず、きょうお話をくださる方は3人、わたしたちのほうで準備させていただきました。

一人は、アイヌ史の専門家であられる、前の東北学院大学教授であります、榎森進先生です。テーマは「アイヌ史から先住権を考える」。30分っていつてましたけど、もうちょっと、延ばしても結構です。思い切り話してください。歴史家の立場から先住権についてしっかりしゃべっていただきたい。

その次に、裁判の主任弁護士、市川守弘さんから、この裁判を通じて先住権を考える、裁判の見通しも含めて、お話をさせていただきます。

最後に、モベツコタンの後裔であります畠山敏さん。畠山エカシに「モ

ベツコタンの歴史と先住権」というテーマでお話しいただきます。

それぞれしゃべっていただいた後に、若干討論の時間を設けます。みなさんから自由にお話しいただきたいと思えます。今橋弁護士らの弁護士の方たちも一緒に来てくださっていますので、それぞれ、ひとことずつでも意見や思いを述べていただいで、会場のみなさんからもできるだけいろんな意見をいただいで……。

私たちとしては初めての出前講座です。ここ紋別を皮切りに全道でやろうと張り切っていますので、実りのある出前講座にしたいだけだと思います。素晴らしいな、と思っっている次第であります。

次回講座開催決定！

出前講座 in 浦幌

2014年10月11日

詳しくはウェブで！

遺骨「返還」ガイドラインの同化思想

北大開示文書研究会 植木哲也

6月2日のアイヌ政策推進会議で、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」が明らかにされました。世の中にはこれで遺骨問題が解決するという期待もあるようですが、はたしてこのガイドラインで遺骨の返還は実現するでしょうか。

すでに多くの方が指摘しています。このガイドラインは「個人が特定された」遺骨に限ったガイドラインです。1636体と515箱、おそらくは2000人以上の遺骨のうち、個人が特定されているのはわずか23体。残りの遺骨は返還の対象とされていません。これだけでも、「返還する」ためではなく、「返還しない」ためのガイドラインでないかと疑いたくなるのですが、問題はこれだけではありません。

それは、返還先が「祭祀承継者」に限られている点です。「祭祀承継者」とは民法で「祖先の祭祀を主宰すべき者」とされています。先祖代々の墓を引き継いでその管理や供養を

取り仕切る人と言えるでしょう。戦前の旧民法では、家督を相続する戸主が祭祀承継者とされるのが普通でした。このことからわかるように、「祭祀承継」という考え方は、「家」を単位にして先祖代々の墓を守ってきた和人の伝統にのっとったものです。

一方、アイヌ民族の伝統的な先祖供養は、コタンによって執り行われてきました。墓地はコタンごとにくられ、先祖の霊は家単位の墓参りでなく、コタン単位の供養祭によって祭られてきました。特定の個人が祭祀を承継するという考え方は、アイヌの慣習にはないと思われまます。祭祀承継者の証明ということ自体、そもそも無理な要求なのです。

祭祀承継者に返すには、誰の遺骨か判明しなくてはなりません。アイヌ流のやり方であれば、コタンに返すということになるでしょう。コタンへ返すのであれば、個人が特定できなくても、どの墓地から持ち出されたかが分かれば充分です。大学に

保管されている遺骨の多くは、発掘地が分かっています。にもかかわらず、今回のガイドラインは、わざわざ特定困難な祭祀承継者への返還に固執しているのです。

祭祀承継という考えは和人流の考えです。ですから、ガイドラインの言っていることは、「和人流のやり方にしたがう者にだけ返す」ということです。明治時代の「北海道旧土人保護法」も「和人流のやり方で暮らす者だけ援助する」というものでした。もともと漁獵や交易で暮らしてきたアイヌの人びとに、農業への従事を求めたからです。

今ではこうした同化政策は、アイヌ民族の伝統や立場を無視した差別的政策であったと考えられています。ところが、今回のガイドラインはその同化政策とまったく同じ発想でまとめられています。依然としてアイヌの慣習を認めず、和人の流儀で物事をおし進めようとしているのです。

これでは、民族の復興をかたった

差別の再生産ではないかと、私には思われます。

うえき・てつや／苫小牧駒澤大学国際文化学部教授

「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」全文は本紙第9号、またはアイヌ政策推進会議のホームページでご覧いただけます。



アイヌ遺骨返還請求訴訟ニュースレター第10号

発行日 2014年8月31日

編集発行 北大開示文書研究会
共同代表: 清水裕、殿平善彦
〒077-0032
北海道留萌市宮園町3-39-8(三浦忠雄方)
TEL (FAX) 0164-43-0128
<http://hmjk.world.coocan.jp/index.html>
電子メール ororon@jade.plala.or.jp

アイヌ遺骨返還訴訟原告へのご支援は、北大開示文書研究会が窓口を開いています。

ゆうちょ銀行振替 02790-1-101119